

# 国民健康保険税率の見直しに関する質問＆回答一覧表

参考資料 1

No	資料ページ	項目	質問	回答・市の考え方
1		生活保護と国民健康保険の関係	生活保護者の医療費は国民健康保険で負担しているのか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活保護者は国民健康保険の加入者ではありません。</li> <li>●生活保護者の医療費は、一般会計で経理している生活保護扶助費の中の医療扶助費で全額賄われています。従って、国民健康保険の収支状況の悪化と生活保護者の増加などは一切関係ありません。なお、医療扶助費含む生活保護扶助費は、国が1/2、県と市がそれぞれ1/4を負担しています。</li> </ul>
2		法定繰入金の詳細	人件費、事務費、保険税軽減分の補填以外で認められている法定繰入金はどのようなものがあるのか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>●法定繰入金の対象となる経費は、毎年、総務省から通知を受けていますが、対象経費にほぼ変更はない状態です。</li> <li>●先に掲げた経費のほか、出産育児一時金の2/3（1/3は保険税収入等で賄うこととされている）、高齢の加入者の割合に応じて算定（医療費が多く生じるため）された「財政安定化支援事業繰入金」が法定繰入金となっています。</li> </ul>
3	3ページ	国保の赤字状況	市川市の国保はいつから赤字なのか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市川市の国民健康保険は、昭和36年1月1日にスタートしました。赤字の定義が時代と共に変化していることなどから、赤字となった正確な時期は不明ですが、相当以前から赤字状態であることが推測されます。</li> <li>●参考ですが、平成14年度には、赤字補てんを含む法定外繰入が10億円を超えており、以来20年間、毎年10億円を超える（最高26.5億円）の法定外繰入を実施しています。</li> </ul>
4		赤字繰入の未解消	国は令和5年度までに赤字繰入を削減・解消するよう求めてきたが達成できない場合はどうなるのか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本市は令和5年度までの赤字繰入解消は、困難な状況です。</li> <li>●現時点で、国から赤字繰入未解消に対するペナルティー等は示されていませんが、現状、補助金算定において、赤字繰入の有無に関する項目があり、この分の補助金が受けられていません。</li> <li>●一刻も早く、赤字繰入が解消できる適正な保険税率を設定し、近い将来予定されている、県内保険税水準の統一（同じ年齢・所得であれば、県内どこに居住していても同じ保険税（料）額となる）に備える必要があります。</li> <li>●令和3年度決算では、県内47市で法定外繰入を行っているのは13市（27.7%）、うち赤字繰入を行っているのは7市（14.9%）であり、早急に財政健全化を図る必要があります。</li> </ul>
5	6ページ	国保加入者の減少	「国保加入者の減」とあるが、その理由と割合は？	<ul style="list-style-type: none"> <li>●加入者は直近5年間で 21,328人減（19.1%減）、年平均 4,266人減（4.8%減）。（平成28年度 111,456人 → 令和3年度 90,128人） ※今後も年4,000人～5,000人程度の減が見込まれています。</li> <li>●加入者減の主な理由 <ul style="list-style-type: none"> <li>①短時間労働者の社会保険の適用拡大（社会保険への移行） 対象者：週20時間以上勤務、賃金月額8.8万円以上の短時間労働者 H28年10月 従業員数 常時501人以上の企業へ適用 R 4年10月 " 100人超の企業への適用 R 6年10月 " 50人超の企業への適用 ※H28年10月の適用拡大では、全国で国保加入者が175万人減（5%減）</li> <li>②後期高齢者医療保険への移行 ～市内の高齢者人口（R4.3.31現在）～ <ul style="list-style-type: none"> <li>・74歳 6,374人 令和4年中に後期高齢者医療保険制度に移行</li> <li>・73歳 5,982人 令和5年中に "</li> <li>・72歳 5,957人 令和6年中に "</li> <li>・71歳 5,192人 令和7年中に "</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p style="text-align: center;">以上までが、いわゆる「団塊の世代」</p>

No	資料ページ	項目	質問	回答・市の考え方
6	7ページ	基金の財源	財政調整基金の財源（収入）は何か？ 今後、どのように積み増していくのか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国保財政調整基金は、一般会計からの法定外繰入金を積み立てています。</li> <li>●一般会計の財政調整基金は、決算剰余金を積み立てていますが、国保会計は長年に渡って赤字であり決算剰余金が生じないため、一時的に一般会計から数億単位の法定外繰入金を受け、基金に積み立てています。</li> <li>●積み立てた基金は、本来、国保会計の年度間の財政調整や、保険税額上げの際に、これを取り崩して市民負担を緩和することを目的としていますが、近年は赤字決算の回避や予算を編成するために数億円規模で取り崩さるを得ない状況であり、常に枯渇する危機にあります。</li> </ul>
7	9ページ	保険税率の見直し経緯	平成27年度以来、税率の見直しを行ってこなかった理由は？	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市川市では、平成30年度の国保制度改革に合わせて「赤字削減・解消計画」を策定し、令和5年度までの赤字削減・解消を目指し、まずは、保険税の収納率向上や医療費の適正化に最優先で取り組み、市民負担の増となる税率見直しを見送ってきました。</li> <li>●しかしながら、外部環境の変化（保険税収入の減、一人あたりの医療費の増）などにより、現状の取り組みだけでは赤字の削減・解消が困難であることから、保険税率の見直しを進めることとしたものです。</li> </ul>
8	10ページ	健康維持・疾病予防の取り組み	医療費削減のための健康意識の向上や疾病予防のための取り組みはどのようなものか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民の健康保持や意識の向上、疾病や重症化の予防のため、保健センターを中心として市が実施している主な事業は「参考資料2」の通りです。</li> <li>●疾病リスクが高くなる中高年には、特定健康診査が健康意識の向上や生活習慣病の予防などに大きな効果があることから、市では受診率の目標を定め、未受診者に積極的な受診勧奨を行うほか、人間ドッグ費用を助成するなど、受診率の向上に努めています。</li> <li>●また、特定保健指導の対象者には、適切な指導による疾病予防などを図るとともに、特定健診のデータを活用し、糖尿病重症化リスクの高い者には、医療機関での受診を促し、高額な医療費がかかる人工透析にならないよう努めています。</li> </ul>
9	16ページ	保険税の引上げ幅	保険税の引上げ幅を実質赤字14億円の半分7億円でなく、赤字繰入7億円の半分3.5億円と考えられないか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国保の基金は、一般会計からの法定外繰入金原資ですが、近年の運用は、一般会計からの資金が基金をトンネルして国保会計の赤字補てんに充てられています。</li> <li>●市としては、隠れ赤字を温存することなく、実質赤字額を基本として財政健全化を進めていく必要があること、近い将来には法定外繰入を解消する必要があることから、今回7億円の保険税引上げを計画したものです。</li> </ul>
10	17ページ	新保険税率（案）の特徴の整合性	標準保険税率に準じた課税割合にしたとある一方、低所得世帯に配慮したとあるが整合性は取れているのか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新保険税率（案）は、7つの課税項目（医療分、支援分、介護分ごとの所得割、均等割、平等割）において、標準保険税率との乖離率が概ね均衡します。</li> <li>●しかしながら均衡を図る中でも、均等割と平等割の乖離率をやや高め（▲12.9%～▲14.8%）、所得割の乖離率をやや低め（▲10.4%～▲11.6%）に調整することで、低所得世帯の保険税額が近隣市に比べて低額となり、低所得者世帯へ配慮することができるものです。</li> </ul>
11	33ページ	税率見直しの周知方法	税率見直しに関する情報は、どのような周知方法を計画しているのか？	<p>【周知方法（税率見直し条例の議決後に実施予定）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●広報紙（複数回を予定）と市公式Webサイトに情報掲載</li> <li>●窓口にチラシを設置</li> <li>●令和6年度の納税通知書（令和6年7月発送）にチラシを同封</li> <li>●（検討中）加入者に送付する医療費通知やジェネリック医薬品差額通知などへの情報掲載</li> </ul> <p>※令和5年度の納税通知書にチラシを同封し、保険税率引上げ前に広く市民に国保の財政状況等の周知を図ることを検討する。</p>

# 2022年度 保健センター事業

保健センター

参考資料2

## 母子関係

	妊娠	新生児		乳児		幼児			小学生	思春期
		1・2か月児	3か月児	4か月児	10か月児	1歳7か月	2歳	3歳6か月		
健診	母子健康手帳交付 妊婦一般健康診査 妊婦歯科健康診査	産婦健康診査 新生児聴覚検査	乳児一般健康診査(3~6か月)	乳児一般健康診査(9~11か月)		1歳6か月児健康診査	3歳児健康診査			
健康教育他	妊産婦 タクシー料金助成 妊娠中の過ごし方 育児に関する動画配信			産後ママのためのボディケア教室(5~7か月)・動画配信 離乳食教室(1回食) (4~6か月)	健康・栄養教育(依頼事業) 産後ママのためのボディケア教室(5~7か月)・動画配信 離乳食教室(2回食) (7・8か月)	カミカミ歯みがき教室 (10か月)	おやこ歯みがき教室(1歳~3歳)	フッ化物塗布事業 (2歳6か月~3歳)	夏休み歯みがき教室(5歳~小3)	
健康相談	子育て世代包括支援事業 (母子保健相談窓口アיתי)	産後ケア事業(宿泊型) 産後ケア事業(日帰り型)	4か月あかちゃん講座	発達相談		電話相談・栄養相談・歯科相談				
訪問指導	妊婦訪問	新生児・ 1~2か月児訪問	保健推進員の訪問	訪問指導						

## 成人関係

	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	
健診	子宮がん検診(20歳代偶数年齢、30歳以上の女性) 二十歳(はたち) の歯科健診	乳がん検診(30歳以上偶数年齢の女性)	特定健康診査等・特定保健指導(40歳~) 胃がん・肺がん・大腸がん検診(40歳~)	前立腺がん検診(50歳以上の男性)		
健康教育	生活習慣改善講座 栄養講座 歯科講座					
相談			電話相談・栄養相談・歯科相談			
訪問指導			訪問指導			
自殺対策		自殺対策事業(ゲートキーパー養成講座・快適睡眠講座) こころの健康相談 (電話・面接・ウェブメール)				
		母と子の相談室				

妊娠中の過ごし方・育児に関する動画を配信しています。ご相談は電話でお受けします。

保健推進員による  
・3か月児(第1子)の訪問  
・転入乳児の訪問  
・保健センター事業の協力

歯とお口の相談  
在宅で療養中の方、身体にハンデを抱える方等の歯や口に関する相談を口腔サポートセンターでお受けしています  
Tel: 047(332)0187

食生活改善推進員による  
・おとなの食育講習会  
・おやこの食育講習会

不妊治療費助成事業  
一般不妊治療及び特定不妊治療の費用を一部助成します  
※助成に対し要件あり

○急病診療所(応急処置)内科・小児科・外科  
Tel: 047(377)1222 ※外科は土曜・休日のみ  
夜間診療(毎日)  
休日診療(日曜日・祝日・年末年始)

○休日急病等歯科診療所(応急処置)  
Tel: 047(377)8888  
休日診療(日曜日・祝日・盆期・年末年始)

○あんしんホットダイヤル(24時間・無休)  
Tel: 0120(241)596  
Fax: 0120(637)119 \*言語・聴覚が不自由な方専用

○結核予防:胸部レントゲン検診

○予防接種  
・ロタ  
・ヒブ  
・小児用肺炎球菌  
・B型肝炎  
・4種混合(ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ)  
・BCG  
・麻疹風しん混合・水痘(水ぼうそう)  
・日本脳炎・二種混合(ジフテリア、破傷風)  
・流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)  
・子宮頸がん  
・高齢者インフルエンザ・高齢者肺炎球菌

## ケースごとの収支一覧表

注) 支出項目の横に表示されている%は、総収入額①に対する割合。

		ケース1 70歳の単身世帯	ケース2 70歳と65歳の夫婦世帯	ケース3 30歳の母と未就学児1人世帯	ケース4 45歳の単身世帯	ケース5 30代共稼ぎと小学生1人世帯
収入	年金	¥1,800,000	¥2,640,000			
	給与			¥2,400,000	¥2,400,000	¥4,800,000
	児童手当 (※1)			¥120,000		¥120,000
	児童扶養手当 (※2)			¥324,000		
	総収入額①	¥1,800,000	¥2,640,000	¥2,844,000	¥2,400,000	¥4,920,000
支出	所得税	¥5,100 0.3%	非課税	¥21,400 0.8%	¥38,200 1.6%	¥79,500 1.6%
	市県民税	¥17,500 1.0%	非課税	¥52,000 1.8%	¥82,500 3.4%	¥170,800 3.5%
	国保税 (新税率)	¥45,900 2.6%	¥67,600 2.6%	¥161,500 5.7%	¥188,600 7.9%	¥302,700 6.2%
	介護保険料	¥76,560 4.3%	¥59,160 2.2%	—	国保税に含む	—
	国民年金保険料	—	—	¥199,080 7.0%	¥199,080 8.3%	¥398,160 8.1%
	総支出額②	¥145,060 8.1%	¥126,760 4.8%	¥433,980 15.3%	¥508,380 21.2%	¥951,160 19.3%
差引③ (①-②)		¥1,654,940 /年	¥2,513,240 /年	¥2,410,020 /年	¥1,891,620 /年	¥3,968,840 /年
月の生活費 ③/12ヵ月		¥137,912 /月	¥209,437 /月	¥200,835 /月	¥157,635 /月	¥330,737 /月
その他の経済支援・福祉サービス等				<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭の父母等医療費等助成制度 (※3)</li> <li>・JR通勤定期の3割引</li> <li>・水道料の8%減免</li> <li>・自立支援教育訓練給付金</li> <li>・高等職業訓練促進給付金</li> <li>・就学援助制度 など</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども医療費助成 (中学3年生まで、入院・通院・調剤の自己負担額0円または300円、所得制限なし)</li> </ul>

※1 児童手当・・・3歳未満または第3子以降は月額15,000円、その他中学生まで月額10,000円を支給。非課税の手当。

※2 児童扶養手当・・・ひとり親世帯等に対し所得に応じて月額10,160円～43,070円を支給。第2子以降の加算あり。非課税の手当。本ケースでは月額27,000円。

※3 ひとり親家庭の父母等医療費等助成制度・・・親子とも入院1日300円、通院1回300円のみ負担、調剤は無料。子どもが18歳まで対象。所得制限あり。